

日本政府に対する財政報告書の提出（昭和31年1月）

日本政府に対する財政報告書の提出

在日合衆国軍隊の日本政府に対する財政報告書の提出について昭和31年1月の日米合同委員会において、次のように合意されている。

- a. 在日合衆国軍隊は日本政府に対し左記の予算、財政及び会計行政についての報告を提出する。
- (1) 米駐留軍の交付金円予算毎年度見積書
 - (a) 期日 毎年12月1日
 - (b) 合衆国才出資金の部分には維持費の見積を記載し、各軍の現行内規に従って作成される。
 - (c) 円交付金の部分は、日本の目及び目の細分によって作成され、これに対応する合衆国の目を示す。
 - (d) 在日合衆国軍は日本の目又は目の細分間における流用を認められる。
 - (2) 円交付金の四半期毎示達要求書
 - (a) 期日 日本会計年度の各四半期前15日まで
 - (b) 示達要求は日本会計年度の各四半期に対し25%－25%－25%－25%の基準でなされる。
 - (c) 日本会計年度の各四半期の最初の10日間に、日本政府は合衆国駐留軍に対し円交付金の四半期示達額を移し替える。すなわち日本政府より合衆国政府へ円を物理的に移転する。
 - (3) 円交付金支出額月報
 - (a) 期日 各月後25日以内
 - (b) 月報には各支出証憑書類の写1部づつを添付する。
 - (c) 報告は合衆国の目の区分によってなされる。
 - (4) 在日合衆国軍維持費の四半期報
 - (a) 期日 各四半期後27日以内
 - (b) 報告は駐留軍維持費を記載し各軍の現行報告様式によって作成される。更に陸軍についての報告は、駐留軍維持費とその他のものとを分けて示し、能うかぎり才出費目又は才出類似費目群にわけて作成する。
 - (5) 合衆国軍がドル貨をもって購入した円の使用に関する月報
 - (a) 期日 各月後25日以内
 - (b) 報告は (1) 合衆国支出官によりドルをもって購入された円の個人、準公用、公用別使用状況、(2) 軍用銀行施設に指定された各米国金融機関を通じドルをもって購入された円の総額、及び (3)、(1) と (2) に示された数字の個人、準公用、公用別要約を記載する。

日本政府に対する財政報告書の提出（昭和35年8月（改正））

日本政府に対する財政報告書の提出（改正）

「日本政府に対する財政報告書の提出」に関し、昭和35年8月の日米合同委員会において、防衛分担金の廃止に伴って (1)、(2)、(3) 及び (4) に規定される報告書等を廃止することが合意された。

在日米軍の円取得（昭和52年10月）

在日米軍の円取得に関する暫定措置

在日合衆国軍隊の円取得に関する暫定措置について、昭和52年10月の日米合同委員会において次のように合意されている。

日本銀行による在日合衆国軍隊に対する円の売却は暫定的に停止され、昭和52年10月以降は試行期間として、在日合衆国軍隊は外国為替市場を通じ円を取得する。

在日米軍の円取得（昭和54年12月）

在日米軍の円取得

在日合衆国軍隊の円取得について、昭和54年12月の日米合同委員会において次のように合意されている。

1. 外国為替市場を通ずる在日合衆国軍隊の円取得にかかる試行期間は昭和55年2月をもって終了し、爾後在日合衆国軍隊は外国為替市場を通じ円を取得する。
2. 昭和27年の「会計手続と金融方法」及び昭和52年の「在日米軍の円取得に関する暫定措置」は廃止する。